

(設置)

第1条 国立民族学博物館（以下「本館」という。）に、開館五十周年記念事業（以下「記念事業」という。）に関する方策を審議するため、国立民族学博物館開館五十周年記念事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各副館長
- (2) 各研究部長
- (3) 情報管理施設長
- (4) 学術資源研究開発センター長
- (5) 管理部長
- (6) 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻人類文化研究コース長
- (7) その他館長が必要と認めた者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副館長（企画調整担当）をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第4条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、副館長（研究・国際交流・IR 担当）をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(企画実施部会)

第6条 委員会に、記念事業の企画及び実施に関し必要な事項を審議するため、国立民族学博物館開館五十周年記念事業企画実施部会（以下「記念事業企画実施部会」という。）を置く。

2 記念事業企画実施部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 広報企画会議議長
- (2) 各研究部及び学術資源研究開発センターから選ばれた教員各 1 名
- (3) 管理部長
- (4) 総務課長、研究協力課長及び企画課長
- (5) その他委員会が必要と認めた者

3 記念事業企画実施部会に部会長を置き、委員会の委員長が指名する。

4 記念事業企画実施部会は、行事ごとに、行事实施班を置くことができる。

(その他の部会)

第7条 前条第1項に定めるもののほか、委員会に、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年9月9日から施行する。
- 2 この規則は、記念事業が終了した時に、その効力を失う。